

○深川市男女共同参画市民推進委員会設置規程

(設置)

第1条 本市における男女共同参画の推進を図るため、深川市男女共同参画市民推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項について所掌する。

- (1) 深川市男女共同参画計画の推進に関すること。
- (2) その他男女共同参画の推進に関し必要と認められる事項

(構成)

第3条 委員会は、市長が委嘱する委員7名以内をもって構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1名置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じ市長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴取することができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画総務部企画財政課において行う。

(平26訓令26・一部改正)

(委任)

第8条 委員会の運営に関し、この規程に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成25年3月25日から施行する。

(深川市男女共同参画市民懇話会設置規程の廃止)

2 深川市男女共同参画市民懇話会設置規程(平成23年深川市訓令第2号)は、廃止する。

附 則(平成26年3月31日訓令第26号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。